

10. 危険物規制対象数状況

平成28年3月31日現在

製造所等の別 区分 (指定数量の倍数別)	総 数	製 造 所	貯 蔵 所										取 扱 所																	
			屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	準 特 定		屋 内 貯 蔵 所	地 下 貯 蔵 所	簡 易 貯 蔵 所	移 動 貯 蔵 所	国 際 輸 送 用	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	セ ル フ	自 家 用	セ ル フ	そ の 他	販 売 取 扱 所		一 般 取 扱 所	吹 付 塗 装 業	洗 浄 作 業	焼 入 作 業 等	ボ イ ラ ー 等 消 費	充 て ん	詰 替 え	油 圧 装 置 等	切 削 装 置 等	熱 媒 体 油 循 環 装 置 等	移 送 取 扱 所
					特 定	準 特 定												第 一 種	第 二 種											
対象危険物施設総数	688		91	42	1	9	15	39	1	340	169	9	101	7	72		2			49				8	2	2		1		1
合計	339		50	22			10	26	1	146	67	3	57	6	40		1		24				5	2	1		1			
5倍以下	70		18	6			5	12	1	18			2	2					8				1							
5倍を超え 10倍以下	40		6	6			2	2		11	4		1	1					12				3	2	1		1			
10倍を超え 50倍以下	77		8	10			3	11		12		1	30	29		1			2				1							
50倍を超え 100倍以下	47									37	6	1	9	7																
100倍を超え 150倍以下	64		7							56	51		1	1																
150倍を超え 200倍以下	7		1					1		2			3	1																
200倍を超え 1,000倍以下	27		4							10	6		11	5					2											
1,000倍を超え 5,000倍以下	3		2									1																		
5,000倍を超え 10,000倍以下																														
10,000倍を超えるもの	4		4																											
合計	349		41	20	1	9	5	13		194	102	6	44	1	32		1		25				3		1				1	
5倍以下	51		16	2			4	5		18			1	1					5				1							
5倍を超え 10倍以下	22		6	1			1	3				1	1	1					9				1							
10倍を超え 50倍以下	76		10	4				2		22	3	1	29	28					8				1		1					
50倍を超え 100倍以下	55			2				3		45	2	1	4	2		1														
100倍を超え 150倍以下	103		1	1						98	86		2						1											
150倍を超え 200倍以下	4		1									2	1																	
200倍を超え 1,000倍以下	16		1	2		2				7	7		6	1																
1,000倍を超え 5,000倍以下	13			6	1	5				4	4	1							2											
5,000倍を超え 10,000倍以下	1			1		1																								
10,000倍を超えるもの	8		6	1		1																							1	

注 1 屋外タンク貯蔵所の「準特定」の欄には、政令第11条第1項第3号の3、「特定」の欄には、政令第8条の2の3第3項に規定する屋外タンク貯蔵所の数を再掲すること。
 2 移動タンク貯蔵所の「国際輸送用」の欄には、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の数を再掲すること。
 3 給油取扱所の「自家用」、「その他(航空機、船舶及び鉄道給油取扱所をいう。)」及び「セルフ」の欄には、政令第17条第3項及び第5項に規定する特例基準の適用により許可を受けた施設数を再掲すること。
 4 一般取扱所の「吹付塗装作業」、「洗浄作業」、「焼入作業等」、「ボイラー等消費」、「充てん」、「詰替え」、「油圧装置等」、「切削装置等」及び「熱媒体油循環装置等」の欄には、それぞれ政令第19条第2項各号に規定する特例基準の適用により許可を受けた施設数を再掲すること。
 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A3とする。